

常滑市地域公共交通計画の骨子(素案)について

●地域公共交通計画とは

- 「**地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿**」を明らかにするマスタープランです。
- 国の「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、**常滑市地域公共交通協議会で協議を重ねて作成**します。
- 鉄道、バス、タクシー等の既存の公共交通を活用したうえで、自家用有償旅客運送、スクールバス、福祉輸送、病院・商業施設等の送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源を最大限活用することで、**持続可能な地域旅客運送サービスの確保**を目指すものです。

●記載する事項

- 法令により**記載しなければならない事項**、**記載するよう努める事項**が定められています。

記載しなければならない事項

- ① 基本的な方針
- ② 計画の**区域**
- ③ 計画の**目標**
- ④ **目標を達成するために行う事業、その実施主体**
- ⑤ 計画の**達成状況の評価**に関する事項
- ⑥ 計画**期間**
- ⑦ その他計画の実施に関して、地方公共団体が必要と認める事項

記載するよう努める事項

- ⑧ 目標を達成するために行う**事業に必要な資金の確保**に関する事項
- ⑨ 都市機能の増進に必要な**施設の立地の適正化に関する施策との連携**に関する事項
- ⑩ **観光の振興に関する施策との連携**に関する事項
- ⑪ これらのほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に関し配慮すべき事項

常滑市地域公共交通計画の骨子(素案)について

●常滑市地域公共交通計画 骨子(素案)【協議】

- 2021年度に策定された豊明市などを参考に、事務局で作成した**骨子(素案)**です。
- 計画のボリュームによって、本編と資料編、基本計画編と実行計画編など、二段階の計画とすることも検討します。

序章 計画策定の目的

- 計画策定の背景と目的
- 計画の位置付け

第1章 基本的な事項(記載事項②⑥)

- **計画の区域・期間**
- 対象となる公共交通機関

第2章 常滑市の地域特性と現況

- 上位計画・関連計画の整理
- 市の公共交通の現況整理

第3章 各種調査・分析と課題整理

- 常滑市をとりまく環境
- 住民・観光客等の移動の現状
- 将来の予想
- 常滑市の交通の課題整理

第4章 公共交通のめざす姿と基本方針(①③⑨⑩)

- 公共交通のめざす姿
- それぞれの公共交通の役割分担
- 各主体の役割
- 基本方針と目標

第5章 目標達成のための事業(④⑧)

- 事業の内容
- 事業の実施主体

第6章 計画の達成状況の評価(⑤)

- 事業の評価方法
- 計画の達成状況の評価方法

第7章 将来に向けて(⑦⑪)

- 半田病院移転にともなう見直し
- 先端技術の活用による活性化

常滑市地域公共交通計画の骨子(素案)について

●一部の事項の素案【協議】

- 計画の記載しなければならない事項のうち、一部項目について事務局の素案を提示します。

② 計画の区域 (素案)

空港島を含む常滑市全域

(ただし、近隣自治体等(自治体、病院等)との連携により、市外とのアクセスについても施策を展開します)

- 空港島で働く人の通勤や空港・国際展示場を起点とした観光客の移動も、本市公共交通にとって重要な要素であることから、空港島を含めた市全域を計画の区域とします。
- 隣接自治体と広域で計画策定する事例もありますが、半田市や武豊町では既に計画を策定しており、本市単独で策定しつつ、事業や取組みで周辺地域との連携を検討いたします。

⑥ 計画の期間 (素案)

2024～28年度(5年間)

- まちづくりの総合的な指針である第6次常滑市総合計画の計画期間が2022～28年度であり、本計画の計画期間を5年間とすることで、一体となった取組みが期待できます。
- 2025年半田市立半田病院の移転にともなう、地域の公共交通ネットワークの大きな見直しも盛り込んだものとしします。

| | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 |
|-------------|----------|------|------------|----------|------|------|------|------|
| 第6次常滑市総合計画 | ← 前期(3年) | | | ← 後期(4年) | | | | |
| 常滑市地域公共交通計画 | ← 策定 | | ← 計画期間(5年) | | | | | |
| | | | | ★ 半田病院移転 | | | | |

常滑市地域公共交通計画の骨子(素案)について

●計画策定までの流れ

- 地域公共交通計画の策定はおおむね次の流れで進める予定です。
- それぞれのステップで、支援業者と連携して取組んでいきます。詳細は別添のとおりです。

STEP 1 調査・分析による現況把握&課題整理

(1) 市民・公共交通利用者の意向把握

- ① 市民・公共交通利用者の意見・ニーズ「地域特性・市民ニーズ」
- ② 地域ワークショップの開催「地域の考え方を把握・マイバス意識の醸成」

(2) 公共交通事業者の意向把握

(3) 地域公共交通を取り巻く課題整理

STEP 2 めざす姿・基本方針、達成のための事業・評価方法の検討

STEP 1 で把握、整理した地域の現況や課題をもとに検討します

(1) めざす姿・基本方針の検討

(2) 達成のための事業・評価方法の検討

STEP 3 地域公共交通計画(案)のとりまとめ

STEP 1、2 の検討結果を計画(案)としてとりまとめます

(1) 計画(案)のとりまとめ

(2) パブリックコメント実施

(3) 国土交通大臣の認定申請

常滑市地域公共交通計画の骨子(素案)について

●ご承認をいただきたい事項

➤ ご意見をいただき、委員の皆様にご承認いただきたい事項は次の2点です。

1 計画骨子(素案) (p. 2)

- 計画の記載内容を章ごとに整理し、**計画書の骨格**として組立てたものです。
- 今回は素案であるため、今回のご意見を**計画(案)**に取り入れてまいります。

2 計画に記載する事項(一部)の素案 (p. 3)

- **計画の根幹**になる以下の項目について、今回のご意見を参考に計画(案)として取りまとめまいります。
 - ② 計画の区域：**空港島を含む常滑市全域**
 - ⑥ 計画の期間：**2024年度～2028年度(5年間)**

●ご意見をいただきたい事項

➤ 今回お示しした調査や分析、ワークショップの対象や実施方法(別添)について、より良いものとするため、ご意見をお願いします。